

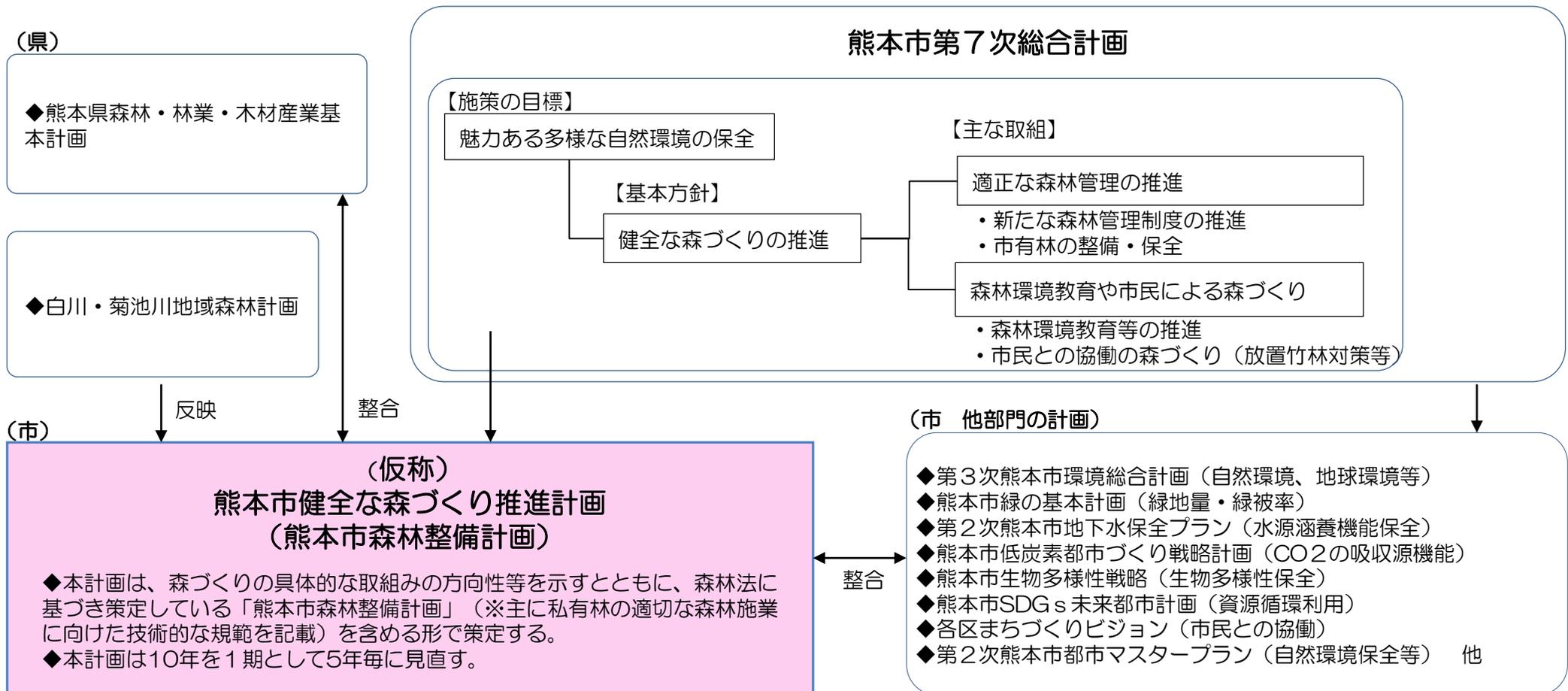
[第 I 章]

1 策定の目的

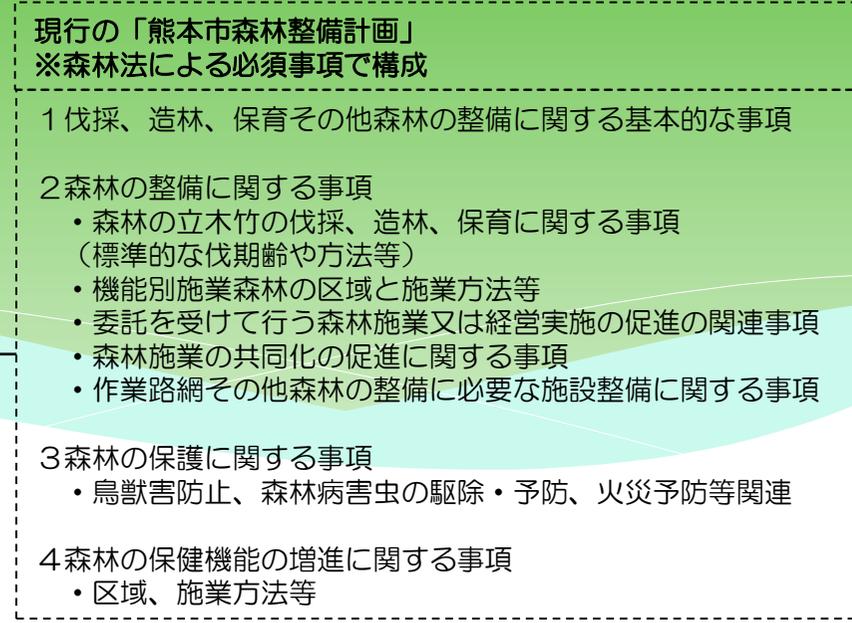
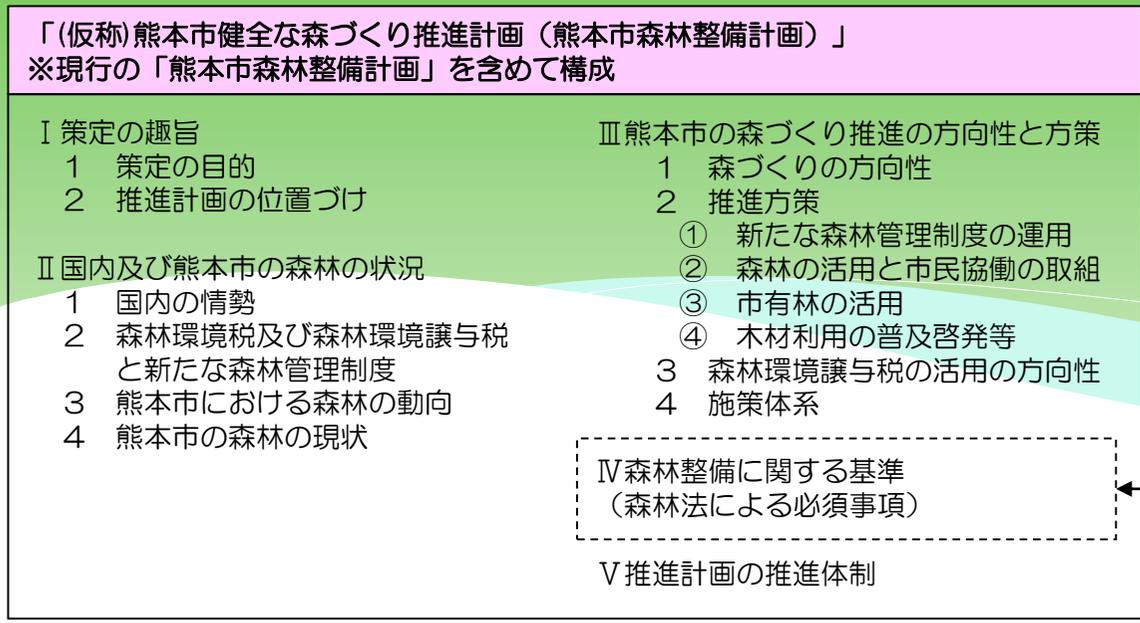
国において、森林環境税及び森林環境譲与税が創設（国税：H31.4.施行）されるとともに、所有者不明の森林の増加や担い手不足等の課題に対応し、森林の有する機能の発揮に向け、市町村が主体となって森林整備を行う「新たな森林管理システム」（森林経営管理法）の運用が開始された。

このような中、今回の熊本市第7次総合計画中間見直しにおいて森づくり施策に関する事項を位置付けることとしており、その基本方針として位置付ける健全な森づくりの推進に沿って着実に推進していくための取組の具体的な方向性を示すとともに、森林環境譲与税の活用の方角性を市民に広く示すものとして、「(仮称) 熊本市健全な森づくり推進計画 (熊本市森林整備計画)」を策定する。

2 推進計画の位置づけ

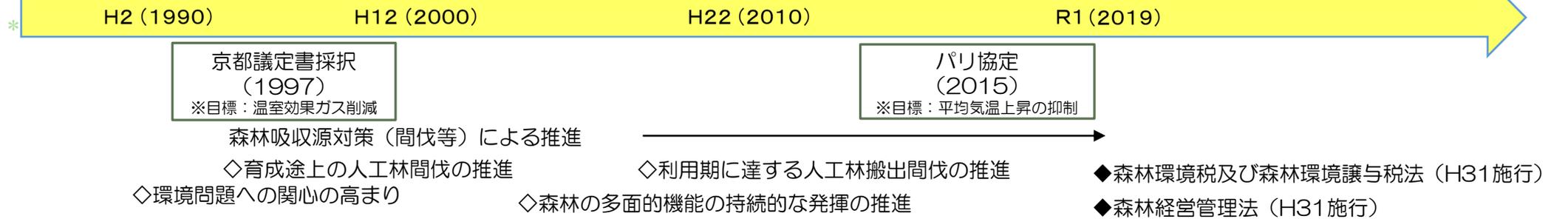


3 推進計画の内容

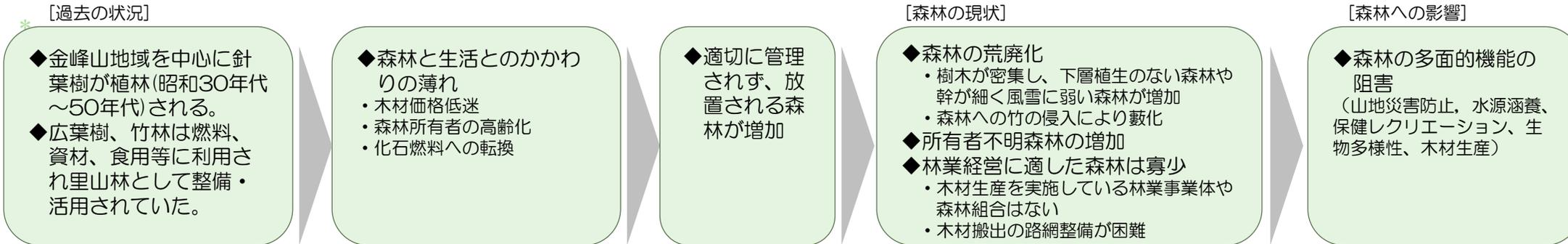


[第II章]

4 国内の情勢



5 熊本市の森林の動向



6 森林の機能について

(1) 森林法の規定

都道府県が国有林以外の森林を対象として作成する地域森林計画において、森林として機能している区域を「地域森林計画区域」（4,602ha）として定める。
市町村が、「地域森林計画区域」を対象に公益的機能や木材等生産機能のゾーニングを行い、市町村森林整備計画に定める。

- ※1 市町村森林整備計画は、市町村が望ましい森林の姿へ誘導するため、森林の有する多面的機能（水源涵養、山地災害防止等の国土保全機能等を果たす公益的機能と木材等生産機能から成る機能）ごとにゾーニングを行う。
- ※2 熊本県の「白川・菊池川地域森林計画」に定められた本市の地域森林計画区域は4,602ha（市域のほとんどの国有林を除く森林が区域に設定されている）であり、「熊本市森林整備計画」において次のとおり森林の機能を設定することとしている。

(2) 熊本市の森林の機能設定について

熊本市の地域森林計画区域は人工林（スギ・ヒノキ）、天然林（広葉樹林）、竹林から成り、地形や森林の状況等により、次のとおり市域の森林機能のゾーニングを「熊本市森林整備計画」に定めることとしている。

森林の機能区分		機能の内容	機能設定の要素	対象区域例	
多 面 的 機 能	公 益 的 機 能	水源涵養機能 873ha	土壌がスポンジのように雨水を吸収して一時的に蓄え、徐々に河川へ送り出すことにより、洪水を緩和するとともに、雨水を水資源として浄化	面的なまとまりのある森林で、雨水流量調整の役割を担う区域	金峰山 金比羅山（植木町清水） 城南町鰐瀬・藤山
		山地災害防止・ 土壌保全機能 784ha	木の根が土砂や岩石等を固定して、土砂の崩壊を防止	国・県土砂災害警戒区域や傾斜が急で建物に近接する区域	市内全域に点在
		保健文化・ 生物多様性保全機能 581ha	・健康の維持・増進やレクリエーション活動の場の提供 ・多種多様な樹木や下層植生等で構成され、希少種を含めた多様な生物の生育・生息の場の提供	保健の目的で伐採や開発に制限をかけられた森林や特に教育的利用がされている森林の区域	立田山憩の森 植木三ノ岳の森公園 雁回山 託麻三山
	木材等生産機能 1,098ha	木材生産の可能性のある一部区域において、木材等生産機能の維持を図る区域	人工林で傾斜が急でない森林や施業が実施された、または実施を予定している区域	金峰山	

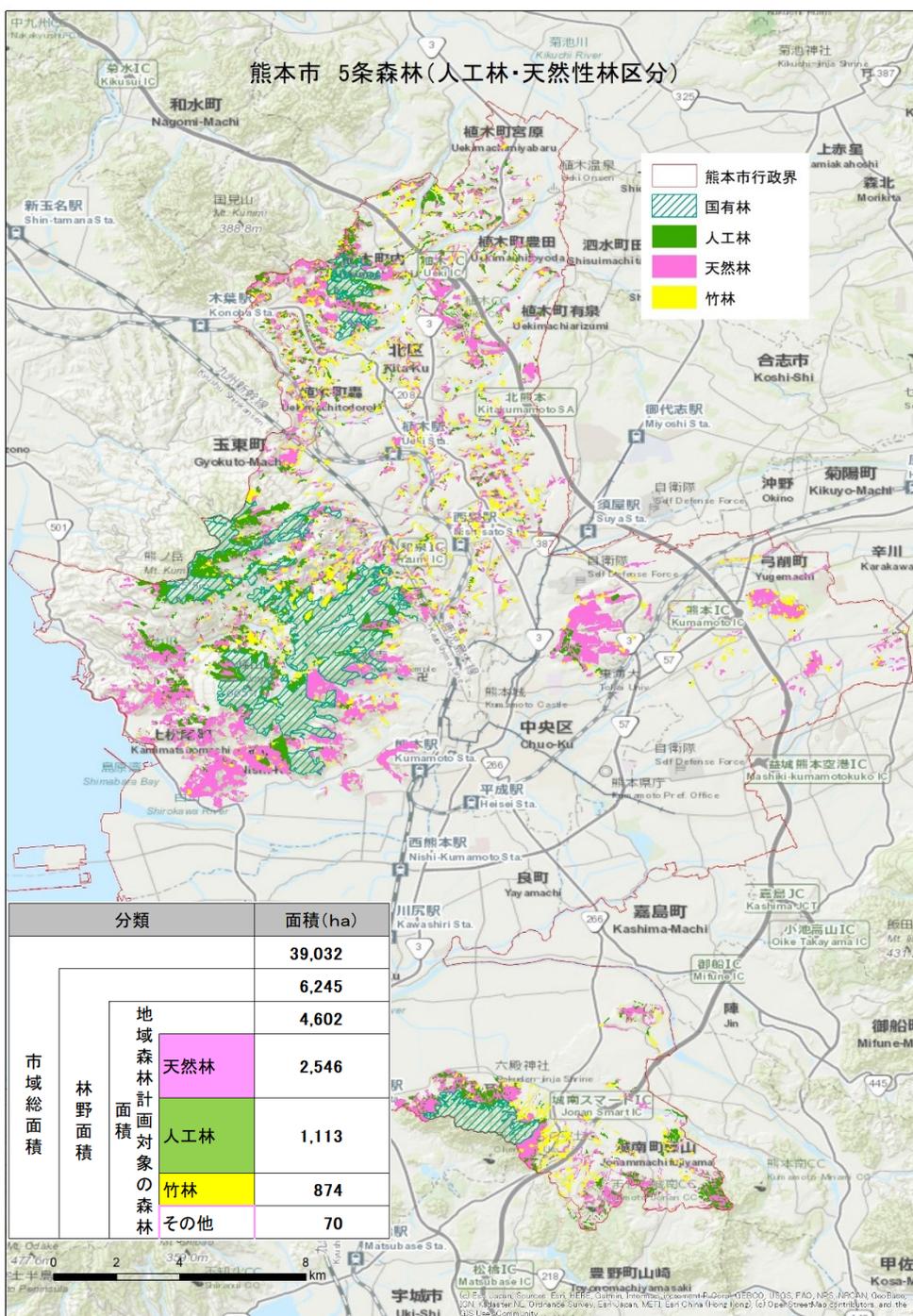
※機能の重複する区域や機能設定を行わない白地もある

7 推進計画の対象とする森林について

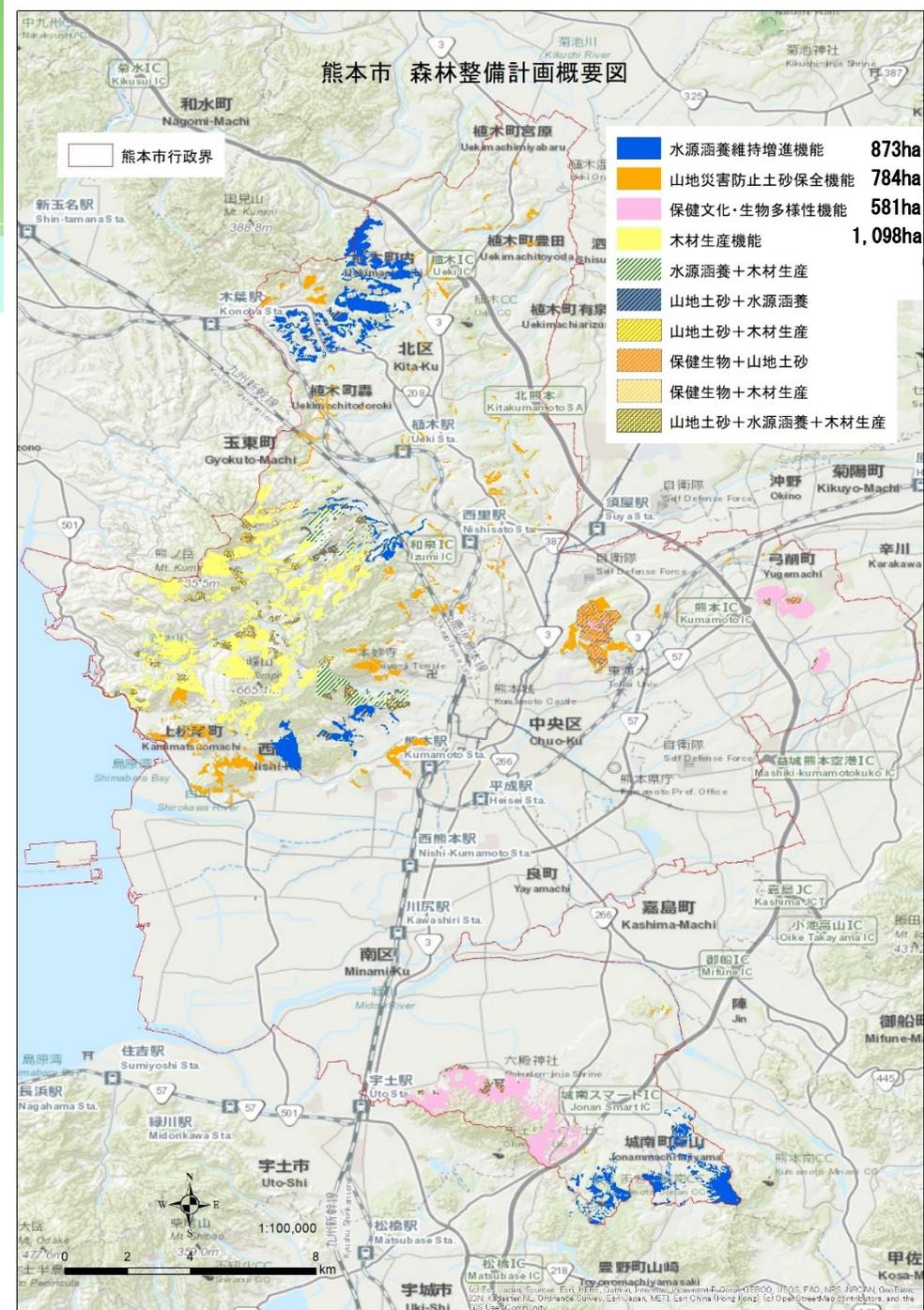
推進計画に位置づける森林整備の対象森林は、「白川・菊池川地域森林計画」の森林区域4,602ha（次ページ参照）とする。

8 熊本市の森林の現状

(1) <推進計画の対象森林＝地域森林整備計画区域>



(2) <森林機能の分布図>

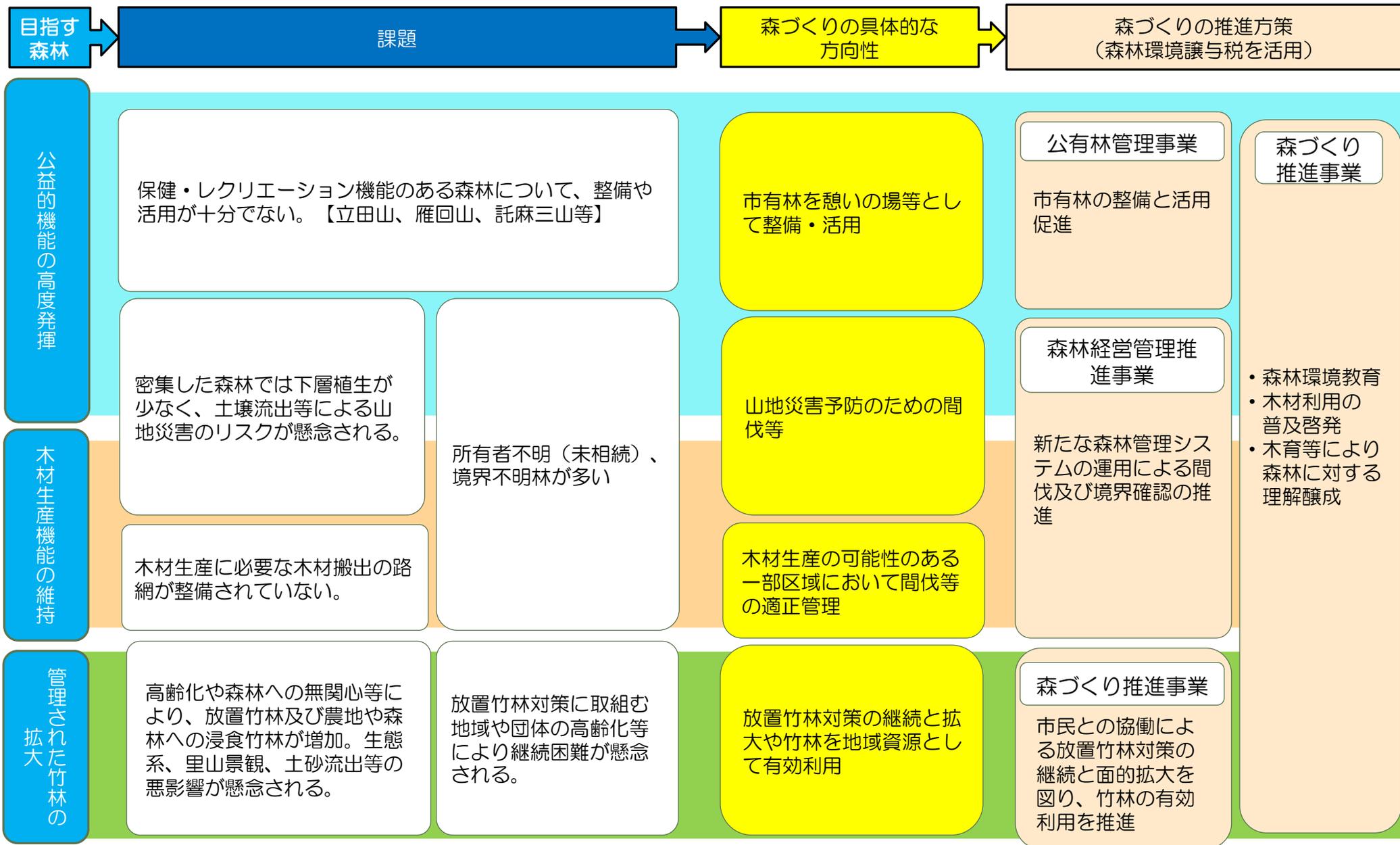


[第三章]

9 森づくり推進の具体的な方向性と方策（森林環境譲与税の活用）

森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、本市の目指す健全な森づくりの実現に向けた森づくり推進の方向性と方策を示すとともに、森林環境譲与税の活用の方向性を明示。

*



※ 健全な広葉樹林には手を入れず自然の遷移の力を活用

10 森林環境譲与税の活用の方向性

今後5年間の森林環境譲与税の活用の方向性を示す。

* (1) 熊本市への森林環境譲与税額（想定）

令和2年度税制大綱に示された措置（財源に地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用）に基づき試算した額

R1年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)
0.42億円/年	0.90億円/年	0.90億円/年	1.16億円/年	1.16億円/年	1.43億円/年

※参考：「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（第34条）

- * 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。
- * 一 森林の整備に関する施策
- * 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

(2) 熊本市における森林環境譲与税の活用の考え方

法の趣旨に基づき森林の有する公益的機能の維持増進に資するよう適正に活用するものとし、新たな森林管理システムの運用など、新たに取り組む森林整備や森林環境教育等に資する取組に優先的に活用するものとする。

<活用の例示>

森林経営管理推進事業

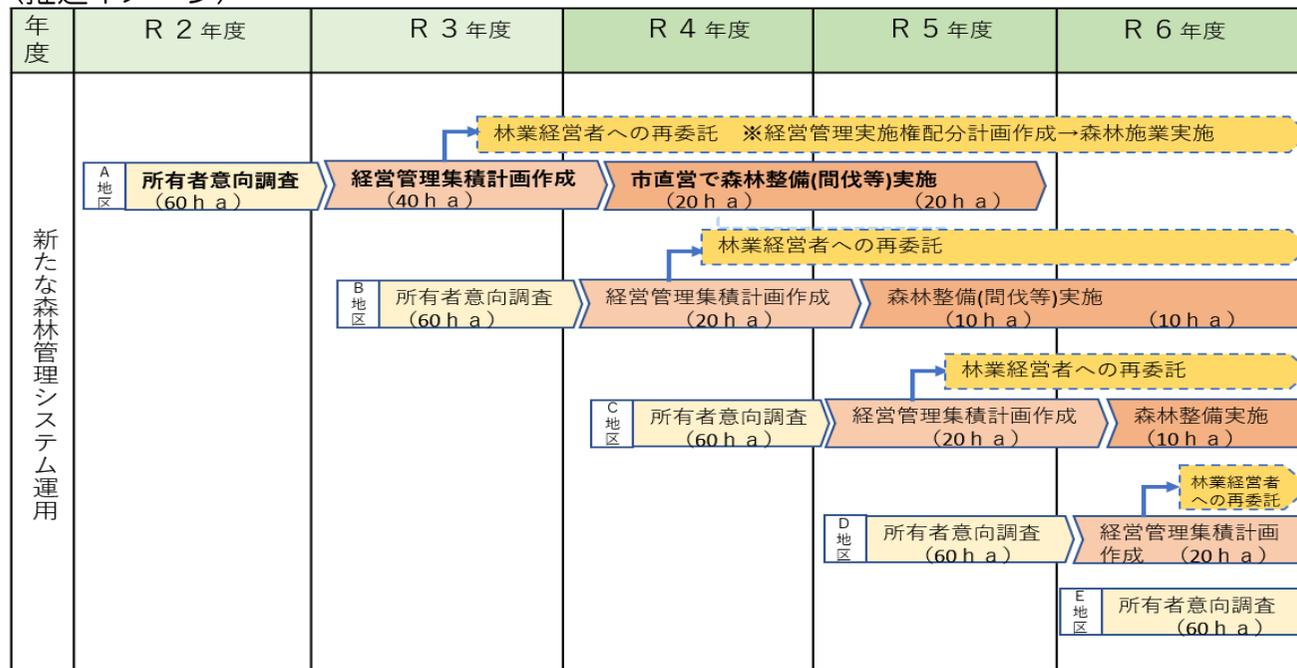
◆新たな森林管理システムの運用

令和2年度より所有者意向調査に着手。山地災害予防等の防災上整備の必要がある公共性の高い場所などから順次取り組み、市内の私有林人工林（人工林1,040haから森林経営計画策定地153haを除く）約890haを15年程度（国の示す目安（間伐のおおよその周期）による）で一巡する。

（効果）

- ・森林境界明確化の推進
- ・間伐による下草育成や針葉樹の広葉樹林化により山地災害防止機能が強化

<推進イメージ>



森づくり推進事業

◆市民との協働の森づくりを推進

森林・山村多面的発揮対策交付金（国事業）の活用をはじめとした放置竹林対策を推進し、里山保全（森づくり）の取組みを市民との協働により積極的に進める。

（効果）

- ・ 放置竹林対策区域の拡大
- ・ 竹林の有効利用による地域活性化

◆市民に対して森林整備に対する理解醸成を図るとともに、木材利用を普及啓発

森林環境教育の活動拠点の整備（既存施設の活用含む）の検討・実施を推進。

各種イベントによる森林学習や公園施設等での木材利用を推進。

（効果）

- ・ 森林機能の理解の醸成
- ・ 自然環境の保全に寄与

公有林管理事業

◆市有林を森林環境教育等のフィールドとして整備し、市民の憩いの場（レクリエーションの場）として活用

森林環境教育のフィールドとしての市有林等の整備や森林環境教育の活動拠点（既存施設の活用含む）の検討・導入を推進。

（効果）

- ・ 森林浴、自然観察など休養・レクリエーション・学習の場が拡大

<目標値>

◆所有者意向調査を実施した森林の面積

<基準値：令和元年度、目標値：令和6年度、令和11年度>

◆放置竹林対策（森林・山村多面的機能発揮対策交付金）に取り組んだ面積

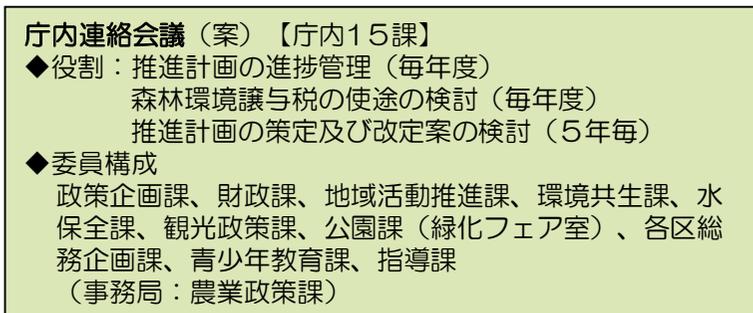
<基準値：令和元年度、目標値：令和6年度、令和11年度>

[第V章]

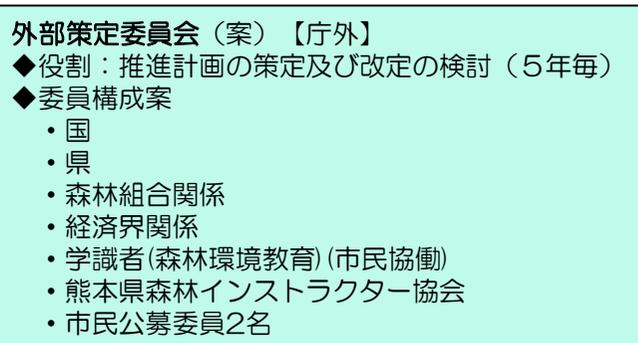
1 1 推進体制について

*

- ・ 推進計画の毎年度の進捗管理は庁内連絡会議で実施。
- ・ 推進計画の改定は、5年毎（森林法の規定による）に実施し、庁内連絡会議及び外部策定委員会に諮る。



報告・提案



検証・改定

（仮称）熊本市健全な森づくり推進計画
（5年毎樹立）

- ・ 国、県、熊本県森林組合連合会との連携